

都市環境

まちづくりの基本的方向

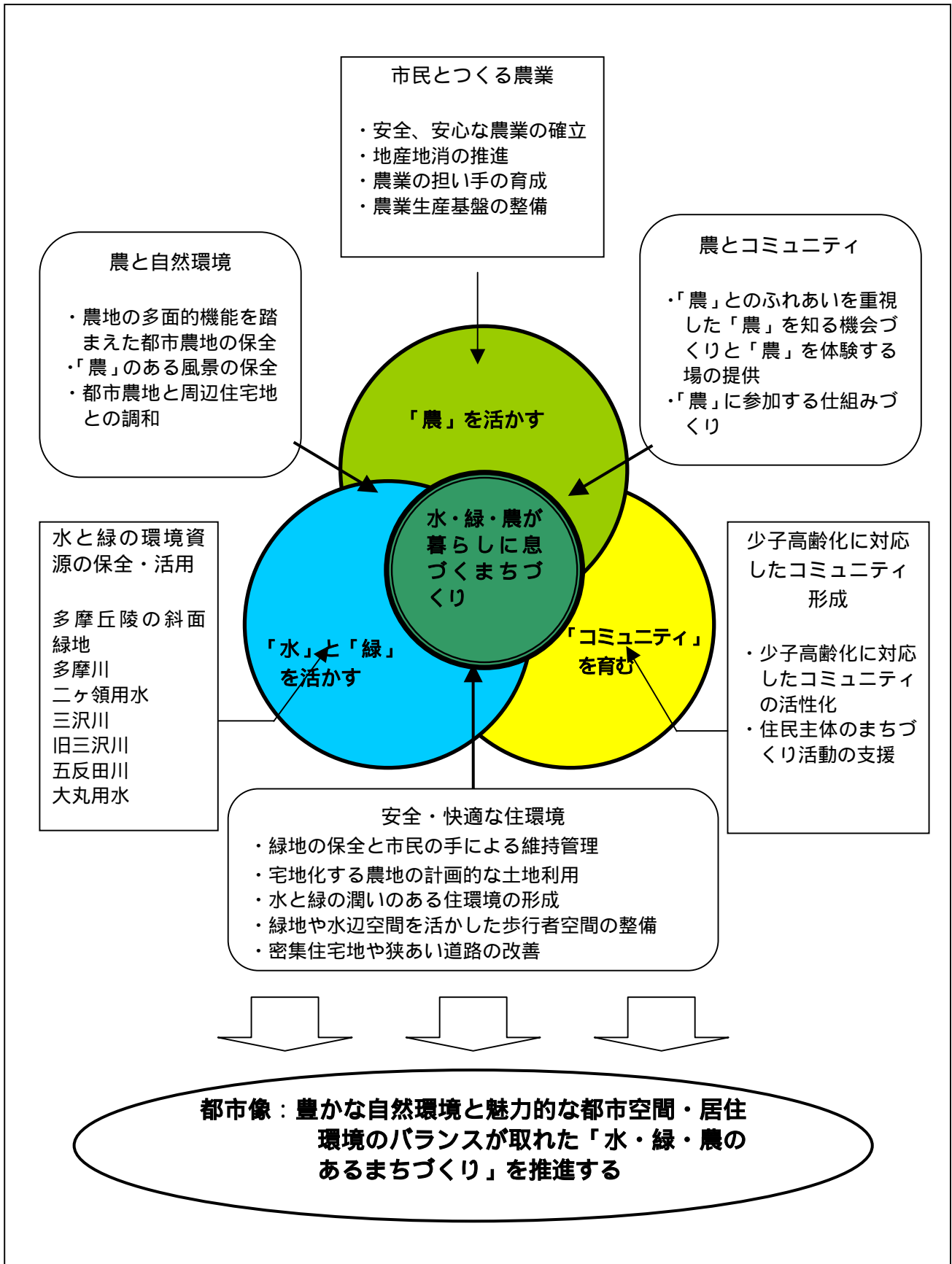
- 1 水・緑・農が、暮らしに息づくまちを育みます
- 2 自然と調和し、快適で良好な住環境をめざした「農」のあるまちを育みます
- 3 多摩丘陵の緑地保全と公園緑地を育みます
- 4 水の骨格を形づくる多摩川を育みます
- 5 街なかの水辺空間を育みます
- 6 時の積み重ねが分かる歴史文化資源の保全活用と街なみ景観を育みます

1 水・緑・農が、暮らしに息づくまちを育みます

< 現状・課題 >

- ・多摩区は、水と緑の豊かな自然環境に恵まれ、利便性が高く快適な都市生活を送ることができる住宅地として発展してきました。しかし、都市化の進行により、魅力あるまちの資源である緑地や農地が減少しており、良好な緑地や優良な農地を保全し、計画的な住宅地の開発により、自然環境や住環境の質的価値を維持し、改善していくことが課題です。
- ・多摩丘陵は、かつて万葉集に「たまのよこやま」と詠まれた、まちの骨格を形成する貴重な緑地ですが、開発によりその連続性が途切れてしまうことにより、生態系への影響や都市景観への影響が懸念されています。
- ・また、多摩川は、生き物の生息地であると同時に、市民の憩いの場として活用されていますが、市街地からのアクセスが課題となっています。
- ・都市化により、緑地や農地の宅地化が進んでいますが、農家は、後継者不足等に悩んでおり、都市における「農」の多面的な機能・役割に着目した都市農地の保全が大きな課題となっています。

- ・長い年月をかけて受け継がれてきた貴重な環境資源である河川や水路、緑地、農地は、一体となって機能し、地域の文化を育んできたことから、これら自然環境と居住環境との調和が取れた「水・緑・農」のあるまちづくりをめざします。



2 自然と調和し、快適で良好な住環境をめざした「農」のあるまちを育みます

<現状・課題>

都市化の進展に伴う農地の宅地化

- ・多摩区においても、都市化の進展に伴い、農地の宅地化や農業従事者の高齢化、兼業化が進んでいます。農産物価格の低迷など安定的な農業収入の確保が難しいため、次世代の農業経営に魅力が見出せず、後継者が十分に育っていないという現実があります。
- ・相続の発生に伴う生産緑地地区の指定解除等によるスプロール的な宅地化が進み、生活道路等の基盤が未整備なままミニ開発が行われ、建て詰まりによる住環境の悪化や良好な都市景観の阻害が課題となっています。
- ・平成7(1995)年現在、約157.6haあった区内の農地は、平成16(2004)年には、120.5haまで減少しています。また、区内の農業世帯数も、平成7(1995)年現在、410戸でしたが、平成16(2004)年には、319戸まで減少しています。

営農環境の悪化

- ・スプロール的な開発による農地と宅地の混在は、周辺住民とのあつれきが生じ、持続的な営農環境を維持していく上で最大の課題となっています。農地の集約化による安定的な営農環境の維持や、計画的なまちづくりによる農地と住宅とが調和した市街地の形成が課題となっています。農業振興施策やまちづくり施策と連携し、将来にわたる土地利用の方向性を明らかにすることにより、農家地権者の長期的視点に立った土地活用を支援していくとともに、都市農地の多面的な機能・役割を再評価し、保全・活用していく「農」を活かしたまちづくりの方向づけが求められています。

「農」に対する市民ニーズの高まり

- ・市民側からも、市民農園や体験型農園の利用ニーズが高まっているとともに、「農」とのふれあい・交流活動や援農ボランティア等の「農」への参加活動も見られます。これらニーズをとらえ、都市農地に対する理解を深め、都市ならではの農業経営と一体となったまちづくりが求められています。

「農」のあるまちづくりとは

- ・都市農地は、農産物を生産する場であるとともに、雨水の保水や地下水の涵養、ヒートアイランド現象の緩和、災害の防止など、良好な生活環境を確保する上で、優れた緑地機能や過密化した市街地における貴重なオープンスペースとしての機能を持っています。さらに、身近な生き物とふれあう場や土と親しむレクリエーションの場、さらに、用水路、屋敷林・保存樹等とあいまって、都市農地ならではの景観を形づくる多面的な機能を持っていることから、農家や周辺住民とが協力して、都市農地を保全していくことが課題です。
- ・「農」のあるまちづくりとは、産業施策としての「農業」振興と、まちづくりとしての「農地」の保全・活用、さらには、「食育」、「環境教育」、「地域コミュニティの形成」、「文化の継承」など多様な価値を内包し、市民生活の質的向上を図る役割を持っています。このことから、「農」の意味をもう一度問い直し、都市農地の保全、継承が課題となっています。

(1) 生産緑地地区における営農環境を維持し、農地と調和した良好な住環境を形づくります

- ・農地は、都市における新鮮な農産物の供給地として、さらに、雨水の保水や地下水の涵養、都市気象の緩和、災害の防止、都市におけるオープンスペースの提供といった多面的な機能を持っていることから、良好な都市環境の形成に資する一団の優良な農地は、生産緑地地区に指定し、保全に努めます。

- ・生産緑地地区における持続可能な安定的な農業経営を行う視点から、農地の集約化等による営農環境を維持するとともに、農地と調和した良好な住環境を形成するためにも、農地と住宅地とが調和した計画的なまちづくりをめざします。
- ・農業の営農環境を維持するとともに、農地と住宅地が調和した良好な市街地の形成をめざして、農家の営農意向や宅地化意向を踏まえ、住民の発意による優良な農地の集約化と良好な住環境を形成する地区計画等の土地利用ルールの策定や、地権者による土地区画整理事業等を支援します。
- ・安全・安心な環境保全型農業の推進や地産地消の仕組みの確立、さらに、「農」のある風景の保全等の農業振興施策と連携し、都市農地活用アドバイザー制度等を活用して、農家地権者や住民等の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・地域の防災性の向上をめざして、農家の協力により、災害復旧活動支援の場となる「市民防災農地」の登録を進め、農地の活用に努めます。

(2) 「農」を活かしたコミュニティの形成と市民の農体験の場と交流の場を創出します

- ・都市農地の保全・活用を進めるために、農家が開設し、自ら指導を行う体験型農園やレクリエーション農園、学校農園など市民が「農」に親しむことができる仕組みづくりに向けて、農家・市民と協働して取り組みます。
- ・農産物の直売所の設置等による地産地消の仕組みづくりなど、農家と住民との協力による「農」のあるまちづくりの活動を支援します。
- ・遊休化するおそれのある農地を活用するために、意欲的農家へのあっせん、さらに、援農ボランティアの育成等、「農」に参加する仕組みづくりを進める農業振興施策と連携して、「農」のあるまちづくりの活動を支援します。

3 多摩丘陵の緑地保全と公園・緑地を育みます

<現状・課題>

区民の期待を集める水と緑

- ・多摩区は、多摩丘陵と多摩川・二ヶ領用水等をまちの骨格にした水と緑の自然環境に恵まれた地域です。区民の意識調査でも、将来像として、「自然や緑が残されたまち」が最も強く望まれています。

緑地・農地の減少とその対策

- ・多摩区の緑被率は、平成 11 (1999) 年現在、34.26% (水域なし) であり、麻生区の 53.16% に次ぎ 7 区中 2 位に位置し、川崎市全域の緑被率 24.05% を大きく上回っていますが、開発により、緑地の減少が進んでおり、この 15 年間で山林が約 58 ha、農地が約 104.1 ha 減少しています。
- ・多摩丘陵の多摩川崖線のうち、生田緑地や特別緑地保全地区に指定されている斜面緑地は、保全が担保されていますが、残された緑地についてもその保全策が求められています。
- ・緑地の減少にストップをかけ、緑地を確保するためにも、保全策が講じられていない斜面緑地についても、その連続性を確保するため、地権者の協力を得ながら、保全緑地にしていくことが望まれています。さらに、都市農地の保全や市街地の緑化の推進等、市民との協働による緑の創出・育成が課題となっています。

公園緑地の整備

- ・区民に身近な公園緑地は、平成 16 (2004) 年現在、一人当たりの面積が 6.55 m² (2004/3 現在) であり、麻生区の 6.89 m² に次いで 7 区中 2 位に位置しており、市全体の一人当たり面積 4.72 m² を大幅に上回っていますが、これは生田緑地の存在が大きく影響しています。さらに、身近な街区公園の整備等が求められています。

(1) 多摩区の都市の骨格を形づくる緑地帯として、多摩丘陵の斜面緑地を保全します

特別緑地保全地区等の指定による斜面緑地の保全

- ・歴史的・文化的価値を有する多摩丘陵の多摩川崖線を始めとした斜面緑地は、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間や、市民の生活に潤いを与える貴重な自然環境であることから、「(仮称)多摩川崖線軸」とし、斜面緑地総合評価に基づいて、地権者の協力を得ながら、「特別緑地保全地区」や「緑の保全地域」の指定、「緑地保全協定」の締結、ふれあいの森(市民緑地)として借地契約を行うなど、様々な緑地保全施策を活用し、保全に努めます。
- ・「特別緑地保全地区」等に指定された緑地については、良好な自然環境を維持していくために、植生管理や生物多様性の保全といった観点から、市民と協働して「保全管理計画」を策定し、里山ボランティア等の市民の活動を支援し、保全管理に努めます。
- ・生田浄水場等の公共公益施設として担保されている緑地についても、良好な樹林地としての環境を維持に努めます。

開発事業等における緑地の保全配慮

- ・一定規模以上の開発が行われる場合には、事業者や地権者に対して、緑地保全施策への協力を求めていくとともに、開発対象区域内の緑地や自然的環境の保全・創出等の指導を行います。

(2) 計画的な公園・緑地の配置の方針

- ・緑のネットワークの形成や都市気象の緩和、大気汚染の軽減、騒音の防止などを図るとともに、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間を確保し、身近な自然とのふれあいの場の提供など、環境保全の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・緑とオープンスペースの確保や市民が快適に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の確保の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・都市の安全性の向上を図るために、災害の防止に資するよう避難地、避難路、防災遮断帯としての機能を有する公園・緑地の計画的な配置に努めます。

(3) 生田緑地の保全・活用を推進する

生田緑地の整備を図ります

- ・生田緑地は、水と緑の資源が豊かな自然環境を残しているとともに、交通の利便性も高く、日本民家園や岡本太郎美術館、青少年科学館等の文化・教育施設も立地し、観光拠点として潜在的な集客性も有していることから、周辺の住宅地や農地との調和を図り、人と自然が共生する都市再生の核として位置づけます。
- ・「生田緑地整備基本計画」に基づき、周囲と連携して緑地を守り、育てることにより緑の多様性を保持するとともに、里山の原風景となる植生の回復・維持、貴重な生き物の保全、谷戸部の水路や池、湧水の保全・活用、さらに、子どもの自然遊びや農の活動を始めとした環境学習の場等として整備を進めます。
- ・ばら苑の整備・活用や、散策路や公園施設の改善に努めます。
- ・民間事業者との連携により、藤子・F・不二雄アトワークス構想の実現に向けて取り組みます。
- ・緑地の維持管理にあたっては、市民の手による里山の維持管理活動を支援し、市民と行政が協働して取り組みます。

向ヶ丘遊園跡地の適正な土地利用

- ・向ヶ丘遊園跡地は、生田緑地の区域内の良好な緑地の保全を図るとともに、土地所有者の協力により、生田緑地の回遊性に配慮し、向ヶ丘遊園の花と緑の歴史を継承した土地利用をめざします。
- ・事業を行う地区においては、既存の緑地や周辺の景観に配慮した計画的な土地利用を誘導します。

生田緑地までのアクセスの整備

- ・周辺市街地との連携や登戸駅・向ヶ丘遊園駅、宿河原駅から生田緑地へのアクセスを向上させるため、向ヶ丘遊園駅管生線の道路整備やモノレール跡地の遊歩道整備を進めるとともに、道路の改善に努めます。

(4) 緑地のふれあい活動と維持・管理を推進する

公園緑地等の緑の拠点をつなぐ散策路の設定

- ・生田緑地や大規模公園等の「緑の拠点」を核に、多摩丘陵の多摩川崖線の斜面緑地や多摩川、街なかの生産緑地地区、社寺林、事業所の緑、住宅地の緑を緑道や街路樹、河川・水路などでつなぐことにより、水と緑のネットワークの形成をめざします。
- ・区内では、すでに、多摩自然遊歩道や長尾の里めぐり、多摩川の散歩道、東生田自然遊歩道等の遊歩道が整備されていますが、緑や歴史といったまちの資源を活かすために、住民等と協働して、散策路の設定を検討します。

緑のふれあい活動や斜面緑地・公園緑地等の維持管理

- ・雑木林の維持管理の活動は、自然とのふれあい等の活動として、区内では、生田緑地・東生田緑地（緑の保全地域）・小沢城址や菅馬場谷などの特別緑地保全地区等において、市民による里山ボランティアのグループが活動を行っていることから、「特別緑地保全地区」等に指定された緑地は、良好な自然環境を維持していくために、「保管理計画」を策定し、里山ボランティア等の市民と協働して維持管理を進めていきます。

子どもが十分に自然にふれあえる場の創出

- ・子どもが自由に自然にふれて、思いきり遊び、学ぶことができる場として公園・緑地を活用するために、地域住民や小中学校の総合学習等の取組を支援していきます。

(5) 身近な公園の整備

- ・地域の身近な「街区公園」は、地域のニーズに沿った特色ある公園の整備に努めます。
- ・身近な公園・緑地は、地域コミュニティを育む拠点として、公園の維持管理や利用調整を行う「公園緑地管理運営協議会」を地元に組織し、住民主体による身近な緑の育成活動を支援します。

(6) 都市緑化の推進

- ・再開発等の大規模な土地利用転換にあたっては、「緑化指針」等に基づき、緑化地の創出を適切に誘導します。
- ・一定幅員以上の幹線道路において、道路緑化に努めるとともに、沿道の街なみ景観の向上・改善に取り組む住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・市街地においては、公共公益施設の緑化に努めるとともに、市民や事業者との協働により、生垣緑化や駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化、事業所緑化などの私有地の緑化を促進し、環境や景観の向上に寄与する市街地の緑化の推進に努めます。
- ・工場を始めとした事業所の緑化を誘導するとともに、緑地環境の維持・保全を促進します。
- ・住民からの申請に基づき「地域緑化推進地区」を認定し、住民の発意による主体的な地域緑化の活動を支援します。
- ・登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区は、「緑化推進重点地区」の候補地として、市民や事業者との協働により緑化計画を策定し、緑化推進に努めます。
- ・遊休地となっている公共事業予定地や街かどのオープンスペース等を活用し、花壇の設置や緑化

を進める、市民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

4 水の骨格を形づくる多摩川を育みます

<現状・課題>

- ・多摩区は、多摩川に接し、街なかを、三沢川や五反田川等の支川や二ヶ領用水や大丸用水といった用水が流れる水と緑の豊かなまちです。多摩川は、貴重な自然空間として、また、用水は農業用水として利用され、市街化が進んだ現在でも、生活空間における潤いを提供しています。しかし、市街化により、沿川の農地や緑地が減少しており、河川や用水路等の水辺空間の環境や景観を活かしたまちづくりが求められています。
- ・多摩川に沿って多摩沿線道路が走っていますが、幹線道路としての機能を担っているため、非常に交通量が多く、また、信号機や横断歩道が少ないなど、区民が多摩川へ気軽にアクセスすることが困難であり、市街地からのアクセスの改善による広大な河川敷の有効活用が課題となっています。

(1) 治水・親水・自然環境のバランスの取れた整備をめざします

- ・多摩川は、都市計画緑地に指定されており、治水安全度の向上と、かけがえのない自然の恵みの次世代への継承、健全な水循環系の実現を図る流域全体を視野に入れた総合的な治水対策、生物多様性の保全回復をめざす「多摩川水系河川整備計画」と連携して、多摩川緑地の整備を進めるとともに、川を活かしたまちづくりをめざします。
- ・多摩川河川敷において、多くの市民が楽しみ憩える空間として、自然環境の保全や景観の保全、スポーツやレクリエーション、「水辺の楽校」等の環境学習の場等としての活用をめざして、「多摩川プラン」を策定し、市民活動団体や国などとの協働・協調の取組により、魅力ある水辺空間づくりに努めます。
- ・多摩川沿いの地域の治水安全性を高め、流域の市街地の良好な住環境を形成するために、国による高規格堤防（スーパー堤防）の整備事業と連携し、多摩川の自然資産を活用した、市街地と河川敷が一体利用できる空間形成をめざします。

(2) 多摩川と市街地の連続性を向上させるため、アプローチを改善する

- ・多摩川と市街地のつながりを強化し、市民が気軽に河川敷にアクセスができるよう、国による人と川とのふれあい対策事業（緩傾斜スロープ整備等）と連携して、歩行者空間の改善を検討します。
- ・登戸駅から、多摩川へのアクセスを改善するために、登戸駅北側交差点から多摩水道橋に至る登戸2号線の整備を進めます。

5 街なかの水辺空間を育みます

<現状・課題>

- ・区内には、稲城市から菅地域に今なお残る田畑を潤す大丸用水や親水化整備が進んでいる二ヶ領用水、さらに、多摩川の支川である平瀬川支川、五反田川、三沢川、旧三沢川、山下川が流れています。洪水対策を進めるために、河川の治水安全度を高めることが課題となっています。
- ・区内の水路は、農業用水として、田畑を潤し、市民の暮らしと密接に関係してきましたが、現在では、農業用水としての機能の他に市街地における環境用水として貴重な水辺空間を提供しています。街なかの親水空間としての利用や、河川環境と一体となった街なみ景観の形成等、河川や用水路の水辺空間を活かしたまちづくりが課題となっています。

(1) まちづくりと一体となった河川・水路等の整備

- ・街なかを流れる河川や水路は、市街地の中の貴重なオープンスペースであり、水辺に親しむ空間であることから、住民の発意による主体的な、水辺空間を活かした街なみ景観づくりの活動を支援します。
- ・地域における住民の発意による主体的なまちづくり活動の取組と連携を図り、地域の実情や河川の役割を踏まえて、河川・水路等の整備にあわせた水辺の親水空間の改善や、隣接する道路等の緑化等により水と緑のネットワークの形成に努めます。
- ・平瀬川支川上流部では、住民参加により策定した基本計画により多自然型河川改修を進め、地域住民が水に親しめる、洪水に強い安全な川づくりを進めます。
- ・丘陵部の谷戸には湧水が残されていることから、健全な水循環を回復し、地下水の保全を図るため、地下水涵養の取組や湧水地の整備に努めます。
- ・県が管理・施工する一級河川三沢川（菅堰～多摩川合流点）では、自然の復元と親水施設等の整備が進められることから、河川管理者と連携して、河川の水辺空間を活かしたまちづくりを促進します。
- ・平瀬川支川上流部では、住民参加により策定した基本計画により多自然型河川改修を進め、地域住民が水に親しめる、洪水に強い安全な川づくりを進めます。

(2) 安全で快適な都市環境を実現する下水道の整備

- ・安全で快適な都市環境を実現するために、浸水防止や水洗化による生活環境の向上、公共用水域の水質保全を図る下水道施設の早期完成をめざします。汚水整備については、市街化区域全域の整備を図り、雨水整備については、計画対象降雨5年確率（時間雨量52mm）を10年確率（時間雨量58mm）に引き上げることを目標に進めます。
- ・老朽下水管の再整備やポンプ場の計画的な維持管理と更新を進めます。

6 時の積み重ねが分かる歴史文化資源の保全活用と街なみ景観を育みます

< 現状・課題 >

- ・水と緑と丘陵のまち多摩区は、中世の小沢城址や枳形城址といった歴史遺産、さらに、江戸時代における、二ヶ領用水の開削による農村集落の形成や津久井道を中心とした多摩川の渡し場や宿場町の形成、明治時代における梨や桃の栽培といった歴史を積み重ねてきています。
- ・昭和の初めに、小田急線やJR南武線が開通し、都市化が進むとともに、戦後の高度成長期の急速な都市化により、豊かな田園と歴史のまちが一変しましたが、今なお区内には、先人が残した、芸能、習俗、伝統文化や建造物が伝えられています。
- ・これら、歴史文化の資源を活かしたまちづくりや、自然の風景を活かした街なみ景観の保全・再生が課題となっていると同時に、土地区画整理事業等により変ぼうしつつある拠点地区における新しい都市景観の創造も課題となっています。

(1) まちの資源の保全継承とまちづくりの推進

- ・まちの資源となる文化財や史跡の保全を図るとともに、歴史文化遺産の保全継承を進める市民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・二ヶ領用水、津久井道、府中街道、長尾の里、多摩川、生田緑地の自然環境や農地、文化財をつなぐ散策路の設定等、市民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、自然の風景の保全をめざします。

(2) 多摩丘陵や多摩川・二ヶ領用水等の風景資産を活かした街なみ景観の形成

- ・緑地や河川・水路等の自然の風景を活かした、街なみ景観の形成に取り組む住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

(3) 地域の様々な資源を活かした都市景観の形成

- ・登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区における土地区画整理事業や鉄道駅を中心とした生活拠点における土地利用転換等の機会をとらえて、地域の歴史や特性を活かした新しい都市景観の形成をめざした住民の発意による主体的な街なみ景観づくりの活動を支援します。

(4) 来訪者に優しい交流環境の整備と観光を通したまちづくり

- ・多摩川や二ヶ領用水、生田緑地などの自然環境や、日本民家園、岡本太郎美術館などの特色ある文化施設の集積を活かし、案内サインの統一や散策路の設定等、来訪者に優しい交流環境づくりに努め、観光を通したまちづくりに市民と協働して取り組みます。

7 地球環境と地域の生活環境に配慮したまちをめざします

< 現状・課題 >

- ・近年は地球温暖化やヒートアイランド現象、集中豪雨の多発など、地球規模での環境問題が社会的課題になってきています。今後のまちづくりを進めていく上で、環境問題に対する諸施策と連携した持続可能なまちづくりが求められています。
- ・多摩区においても、幹線道路沿道における騒音・排気ガスや河川の水質汚濁等の諸問題を解消し、人や環境に優しいまちづくりが求められています。

(1) 自動車公害対策の推進

- ・自動車の排出ガスの低減や低公害車の普及、自動車利用の抑制などを推進し、自動車公害の防止に努めます。

(2) 市民の快適な生活環境の創造

- ・産業公害や都市生活型公害の防止を図るために、用途地域等の地域地区の指定にあたっては、環境との調和に配慮した土地利用の誘導に努めます。
- ・都市施設の整備や市街地開発事業の実施にあたっては、地域の環境特性を十分把握し、周辺環境との調和や大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動、雨水流出、廃棄物の増加等による環境影響への配慮に努めます。
- ・工場跡地等の大規模な土地利用転換にあたっては、周辺市街地との調和や環境改善等に資する計画的な土地利用の誘導に努めます。また、有害物質等による土壌汚染対策の事業者等の適切な取組を指導します。
- ・一定規模以上の建築物等の建築にあたっては、大気汚染や騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染等の公害を防止するため、環境に配慮した適切な土地利用や施設整備を誘導します。
- ・土地の区画形質の変更を伴う大規模な開発行為に対しては、周辺の環境特性や土地利用と整合するよう、緑地や生物の生息環境への配慮や水質汚濁、雨水流出、廃棄等による環境への影響の配慮を適切に誘導します。
- ・工場や事業所等からの大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動等の公害を防止するため、事業者等の適切な取組を指導します。

(3) 環境に優しい循環型のまちづくり

- ・地球環境問題への対応を考慮し、資源・エネルギーの効率的な利用、廃棄物の発生・排出抑制、再利用・再生利用、水循環構造の保全・再生等の視点に立って、環境負荷が少なく、循環的な社会システムの構築をめざした都市構造の形成や土地利用の誘導、都市施設の整備を進めます。
- ・公共施設等への太陽光発電システムやコージェネレーションシステム等の導入に努めるとともに、民間における新エネルギーの普及・促進を進めます。